## 西表島の観光管理に関する住民説明会 (船浮) 議事概要

日時: 2020年1月22日(水) 19:00~21:00

場所:船浮多目的施設

行政側担当者

環境省:速水、光森 沖縄県:小渡 竹富町:大浜

プレック研究所:西村、池原

参加者数:20名

沖縄県による来訪者管理計画、環境省による入域料・観光管理の組織についての説明の後、質疑応答。 概要は以下の通り。

- ○西表に関することなのに、竹富町から説明が無いのは何故か?竹富町の思いが伝わらない。
- → (沖縄県) 現在、西表では様々な事業が動いており、今回は環境省、沖縄県、林野庁、竹富町の4つの事業の説明会であり、竹富町も後ほど話をする。それぞれの説明会で個別に時間を設けるのは皆様への負担も大きいため今回は合同とした。次回からは、初めに主旨を説明するようにしたい。

竹富町による観光案内人条例、沖縄県によるエコツーリズム推進全体構想についての説明の後、質疑応答。概要は以下の通り。

- ○4/1 から条例がスタートするというが、全く時間がない。もっと早い時期から説明会など対応するべきだった。ひと月前に免許の申請日や講習日を言われても、半年前から予約が入っている日もある。
- → (竹富町) 昨年の9月議会で竹富町観光案内人条例が制定された際、4/1 からの施行も可決されている。1月末に施行規則案を作成し、その後パブリックコメントを行って周知するとともに意見をもらい、その意見を反映した規則を2月下旬頃に公開し、4月スタートまでの一ヵ月で周知してもらう。4月から7月までの3か月間は移行期間としている。
- ○移行期間の3か月で講習会も行うのか?その時期はもうハイシーズンにかかっている。参加できない 事業者のほうが多いと思う。
- → (竹富町) 講習日等は事前に通達を行いできるだけ多くの事業者が参加できる日程を調整したい。今年は条例開始の初年度であり手探りの部分もある。皆様にご迷惑をおかけすると思うが、次年度以降はスムーズに行えるよう努める。実際に始めてみて移行期間が短いようなら延長することも検討する。
- → (沖縄県) 4/1 時点で免許も持っていないとすぐに事業取りやめということではない。すでに入っている予約にはできるだけ影響が出ないように進めていきたい。
- ○自分はガイドとしてこれまでの説明会に参加してきたが、今回は住民向けの説明会であるので、もっと住民に関わる部分を丁寧に説明するべきである。今回はこれでよいと思うが、次回は住民への影響や関係する内容をまとめて説明してほしい。条例の検討会に参加している業者はカヌーやトレッキングなど限られた業者で、住民の意見は反映されていない。外部からの営利目的だけの事業者を取り締

まるための条例というのは分かるが、それがかえって昔から民宿を営んでいる人達を苦しめては意味が無いと思う。たとえば民宿をしているおばあが好意でお客さんに蛍を見せに連れていくと条例違反になるのはかわいそうだ。

- → (沖縄県) 古見でも同じ意見があった。その規則は、ガイドにかかる費用を宿泊料に上乗せして取る ことで免許取得義務を逃れようとする悪質行為を防ぐために設けた。親切心で観光客をもてなそうと する方達の妨げを意図したものではないので、その辺りの表現は更に検討して、ご報告したい。
- → (竹富町)次の条例の会議をするときに、説明会でこのような意見があったとして提案したい。
- ○観光はやっぱり観光客に楽しんでもらうのが目的。クレジット精算の普及や、郵便局での外貨両替や、Wi-Fi の普及、外国語記載の看板設置なども進めてほしい。
- ○自然観光資源にする箇所は案内人をつけないと個人では入れなくなるのか。
- → (環境省) 観光として入る場合、特定自然観光資源とするヒナイ川では案内人をつけてもらう。ただ し、私的なレクリエーションについては除外規定を設けたい。お金をもらっていなければ友達を連れ て行くのも構わない。
- ○ガイドをしているが、オフの日に友人と行くのはどうなるのか。
- → (沖縄県) それは問題ない。あくまでもガイド業としてお金をもらって連れていく場合の話である。
- ○図面について、資料の文字が小さいので改善してほしい。イダの浜が何なのかよく見えない。青いと ころが入ってもよいところなのか。
- → (沖縄県)ガイドの業として利用する場合には、青や赤の自然観光資源、特定自然観光資源を利用してもらい、緑色の保護エリアには立ち入らないようにしてもらう。私的な利用等の場合には、国有林に入林の届出を出して、判断してもらうことになる。
- ○例外として道を管理するときは除外するなどと資料にも書いてある。様々な場合があるので、幅広く 聞いてもらいたい。
- → (環境省) どんな場合があるか意見をいただいたうえで安心できる形にしてから運用できるようにしたい。
- ○緑色の保護エリアは個人で入ることはできるのか。
- →特定自然観光資源はガイドと同行することを義務付ける。保護エリアについては強制するのは厳しい 部分もあるが、遭難等を防ぐためにもガイドの同行を推奨し普及啓発等を行っていく。
- ○学生などキャンパーが鹿川などに行くのはどのような扱いになるのか。
- ○ガイドが緑の保護エリアに入れないとなると、逆にガイドをつけずに入る人が増えるのではないか。
- → (沖縄県) 規制することはできないが、入林届を林野庁に出してもらうことになるので、その中で指導などが行われる。ガイドをつけるべきかどうかもその中で指導されると思う。
- →(環境省)林野庁は今後入林許可証をつけて入ってもらうようにする予定と聞いている。

- ○竹富町のことを調べているときに入林届が必要であることを知らせる仕組みや、定期船に乗る時に看板を設置するなどして注意喚起したほうがよい。
- → (沖縄県) 林野庁も承知しており、林内への看板の設置を進めている。周知普及に向けて早急に取り 組んでいく。
- ○ネットで宣伝してツアーを行うような業者はどうなるのか?
- → (竹富町) そういった業者を取り締まるために条例を作った。不審な事業者には免許の提示を求め、 きちんと取り締まりたい。

以上